

# 津山市小規模事業者等物価高騰対策支援事業金 Q&A

令和4年11月15日時点版

## <目次>

### I 交付要件等について

- Q1. 交付対象者は誰か。
- Q2. ガソリン代等の燃料費は対象となるか。
- Q3. 「常時使用する従業員」には、役員や臨時のアルバイトの方を含むか。
- Q4. 交付要件は何か。
- Q5. 事業を開始して間もないが、対象になるか。
- Q6. 令和3年に確定申告（個人事業主は令和4年度住民税申告でも可）をしていないが、申請できるか。
- Q7. 対象となる事業所が複数あるが、それぞれで申請してよいか。
- Q8. 個人事業主で、住民票が市内にない場合、「市外の事業所」は対象となるか。

### II 支援額等について

- Q9. 支援額、上限額はいくらか。
- Q10. 交付対象となるガスの種類はなにか。
- Q11. 電気料金とガス料金の支払月は同じ月にする必要があるか。
- Q12. 交付対象となる事業所が複数あるが、どうしたらよいか。
- Q13. 事業所と自宅が一体となっており、「事業活動のために使用した料金」と「家庭用のために使用した料金」を合算して、一括で支払っているがどうしたらよいか。
- Q14. 「交付対象となる事業所で使用した料金」と「交付対象ではない事業所で使用した料金」を合算して、一括で支払っているがどうしたらよいか。
- Q15. 領収書が「1日～末日」ではなく、「月の途中～翌月の途中」となっているが、何月分として判断したら良いか。
- Q16. 領収書が1ヶ月分ではなく、複数月分の請求となっているが、どうしたらよいか。

### III 添付書類等について

- Q17. 電気料金・ガス料金の領収書を紛失してしまった場合、どうすればよいか。
- Q18. 確定申告書を紛失してしまった場合、どうすればよいか。
- Q19. 法人において、市内の事業所が本店ではない場合「市内の事業所が本拠であることを証する書類」とは、どのような書類か。
- Q20. 令和4年10月まで個人事業主だったが、申請時に法人になっている場合の上限額はいくらになるか。

## I 交付要件等について

### Q1. 交付対象者は誰か。

A1. 交付申請時に下記の条件を満たしている法人又は個人事業主が申請可能です（交付申請後も市内で事業を継続することが前提となります）。

#### ■法人、個人事業主 共通

- ・常時使用する従業員（Q3参照）が、20名以下の事業者

#### ■法人

- ・市内に本拠（本社又は本社機能を有する事業所）を有する法人  
⇒法人が有する市内外の事業所で、事業活動のために使用された電気・ガス料金が交付対象

#### ■個人事業主

- ・下記(1)(2)いずれかに該当する個人事業主

##### (1) 市内に住民票がある個人事業主

⇒個人事業主が有する市内外の事業所で、事業活動のために使用された電気・ガス料金が交付対象

##### (2) 市内に住民票がないが、市内に事業所を有する個人事業主

⇒個人事業主が有する市内の事業所のみで、事業活動のために使用された電気・ガス料金が交付対象

※なお、上記にかかわらず、次の方は交付対象外となります。

政治団体、宗教上の組織若しくは団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者、その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして市長が判断する者。

### Q2. ガソリン代等の燃料費は対象となるか。

A2. 対象になりません。これまでガソリン代等の燃料費に対する支援として、「シン・うまい券」で給油を対象とし、燃料費を主とする運送事業者等に支援を行ってまいりましたが、本支援金では今まで支援ができていなかった電気・ガス料金に対して、小規模事業者の皆様へ支援を行うものです。

**Q3. 「常時使用する従業員」には、役員や臨時のアルバイトの方を含むか。**

A3. 含みません。中小企業基本法に則り「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としています。そのため、役員のみの方で、常時使用する従業員がいなければ、0人と記入する場合があります。

本支援事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a). 役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(b). 個人事業主本人および同居の親族従業員

(c). （申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の社員

＊法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者

(d). 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1). 日々雇い入れられる者、2ヵ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(d-2). 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者

**※1 「通常の従業員」について**

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

(d-2)に該当するのは、「通常の従業員に対して1日の労働時間および1ヶ月の所定労働日数が4分の3以下」か、「通常の従業員に対して1週間の労働時間および1ヶ月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

**Q4. 交付要件は何か。**

A4. 交付申請時に下記の交付要件をすべて満たしている場合、申請可能です。

- (1) 交付対象となる事業所における、令和4年1月～10月の任意1ヶ月の電気料金とガス料金の合計が1万円以上（事業活動のために使用された電気・ガス料金に限る）
- (2) 令和3年分の確定申告を行っている（個人事業主は令和4年度の住民税申告でも可）  
ただし、事業開始間もない方は除きます（Q5参照）。
- (3) 津山市の他の燃料費高騰対策支援を受けていない

Q5. 事業を開始して間もないが、交付対象になるか。

A5. 交付対象者、交付要件を満たしていれば交付対象となります。また、事業開始して間がないため確定申告又は住民税申告を行っていない方は、法人設立届出書又は個人事業主開業届出書の写しを提出してください。

Q6. 令和3年に確定申告（個人事業主は令和4年度住民税申告でも可）をしていないが、申請できるか。

A6. 確定申告又は住民税申告をしていない方は申請できません。ただし、事業開始間もない方は除きます（Q5参照）。

Q7. 交付対象となる事業所が複数あるが、それぞれの事業所で申請してよいか。

A7. 一事業者につき一申請のため、それぞれの事業所から申請はできません。ただし、「各事業所の電気・ガス料金を合算して申請」することは可能です（Q12参照）。

Q8. 個人事業主で、住民票が市内にない場合、「市外の事業所」は交付対象となるか。

A8. 交付対象になりません。個人事業主で、住民票が市内にない場合は、「市内の事業所のみ」が交付対象になります。個人事業主で「住民票が市内にある」場合は、「市内の事業所と市外の事業所」が交付対象になります（Q1参照）。

## II 支援額等について

### Q9. 支援額、上限額はいくらか。

A9. 対象となる事業所における、令和4年1月～10月の「任意1ヶ月分の（電気料金＋ガス料金）×30%×12」（事業活動のために使用された電気・ガス料金に限る）。  
上限額は法人10万円、個人事業主5万円です、

（例）令和4年1月～10月の電気料金・ガス料金支払い実績

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
電気料金	6,990円	7,700円	7,900円	7,540円	6,500円	6,110円	7,280円	8,000円	6,060円	5,820円
ガス料金	8,000円	8,300円	8,440円	9,100円	9,500円	10,000円	9,890円	7,050円	8,120円	8,880円

- ・令和4年8月の電気料金の領収書：8,000円  
⇒内、事業活動のために使用した電気料金；6,500円 (A)
  - ・令和4年6月のガス料金の領収書：10,000円  
⇒内、事業活動のために使用したガス料金；9,000円 (B)
- (A) (B)
- ・6,500円＋9,000円＝15,500円 ⇒ 10,000円以上のため、申請可能

- ・交付対象経費：(6,500円＋9,000円) × 30% × 12 ÷ 55,000円

※1,000円未満切り捨て

⇒法人：交付申請額 55,000円  
個人事業主：交付申請額 50,000円（上限額が5万円のため）

### Q10. 交付対象となるガスの種類はなにか。

A10. 「都市ガス」又は「LP（プロパン）ガス」の2種類のみです。

### Q11. 電気料金とガス料金の支払月は同じ月にする必要があるか。

A11. 同じ月にする必要はございません。令和4年1月～10月の内、それぞれ事業活動のために使用した金額が最も高い月で申請してください。

### Q12. 交付対象となる事業所が複数あるが、どうしたらよいか。

A12. 各事業所の電気料金とガス料金を合算して申請してください。各事業所ごとの領収書等の支払いがわかる書類が必要となります。

Q13. 事業所と自宅が一体となっており、「事業活動のために使用した料金」と「家庭用のために使用した料金」を合算して、一括で支払っているがどうしたらよいか。

A13. 「事業活動のために使用した料金」のみが交付対象経費となりますので、申請者の判断で、合算された料金から「家庭用のために使用した料金」を減額して申請してください。

(例) 1日の活動時間の内、「営業時間(事業活動)」と「営業時間以外の時間(家庭用)」で按分して算出 等

Q14. 「交付対象となる事業所で使用した料金」と「交付対象ではない事業所で使用した料金」を合算して、一括で支払っているがどうしたらよいか。

A14. 「交付対象となる事業所で使用した料金」のみが交付対象経費となりますので、申請者の判断で、合算された料金から「交付対象ではない事業所で使用した料金」を減額して申請してください。

Q15. 領収書が「1日～末日」ではなく、「月の途中～翌月の途中」となっているが、何月分として判断したら良いか。

A15. 「領収書に記載してある”〇月分”」で判断し、令和4年1月～10月分に該当するかを御確認ください。

(例) 令和4年8月10日～9月9日に使用した領収書に、「令和4年8月分」と記載されている場合は「令和4年8月分」として申請可能

Q16. 領収書が1ヶ月分ではなく、複数月分の請求となっているが、どうしたらよいか。

A16. 日割り計算で1ヶ月分の交付対象経費を算出してください。

(例) 令和4年8月と9月の「2ヶ月分のガス領収書23,000円」の場合

- 令和4年8月…31日間
- 令和4年9月…30日間
- 23,000円÷61日間 ≒ 377円/日(1円未満切捨て)

<1ヶ月分の交付対象経費>

- 令和4年8月分のガス料金 ⇒ 377円×31日=11,687円
- 令和4年9月分のガス料金 ⇒ 377円×30日=11,310円

※交付対象経費が高い方(8月分)で申請してください。

### Ⅲ 添付書類等について

Q17. 電気料金・ガス料金の領収書を紛失してしまった場合、どうすればよいか。

A17. 支払明細書など「任意1ヶ月分の電気料金・ガス料金に対して、支払ったことが明確に分かる書類」があれば、代用の書類として申請可能です。ただし、「請求書」「他の料金と一括に支払って電気・ガス料金が明確に分からない書類」「電気・ガスの記載がない支払い書類」「1ヶ月分の料金が算定できない書類」等では申請できません。

代用の書類も見つからない場合は、支払先の電気会社やガス会社に支払証明書等が発行可能かお問い合わせください。

Q18. 確定申告書を紛失してしまった場合、どうすればよいか。

A18. 税務署の申告所等閲覧サービスの画面写真を提出するか、税務署で再発行を依頼してください。

Q19. 法人において、市内の事業所が本店ではない場合「市内の事業所が本拠であることを証する書類」とは、どのような書類か。

A19. 書類の指定はございませんが、各営業所の売上台帳の写し、事業所ごとに所属する従業員数等から、本拠であることを確認させていただきます。

Q20. 令和4年10月まで個人事業主だったが、申請時に法人になっている場合の上限額はいくらになるか。

A20. 申請時の状況で判断いたしますので、法人の上限額10万円となります（逆に、申請時に個人事業主になっている場合は、個人事業主の上限額5万円となります）。